

大山崎町第4次男女共同参画計画

—みとめ愛プラン—

<概要版>

令和5年3月

大山崎町

趣旨 一男女共同参画を推進することによりめざす社会一

男女共同参画を推進することによりめざす社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会です。男性も女性も、それぞれの有する資質や能力が十分に開発され発揮することができる社会、個々の選択に応じて納得のいく生き方を可能とする社会の形成をめざすものです。

なお、男女共同参画とは、画一的に男女の違いを排除するものではなく、女性のためだけのものでもありません。男性であることや女性であることに関わらず、「人」として、対等に暮らしていける社会のことです。そこでは、男女が互いに認め合い、責任を分かち合いながら協力し合う気持ちを育てていくことが大切です。

大山崎町では、平成17年3月、男女がお互いに「尊重し合い」、「学び合い」、「支え合い」ながら、一人の人間として「みとめ合い（愛）」のもとに、いきいきと自分らしく生きることができる社会をめざして、「大山崎町男女共同参画計画 みとめ愛プラン」を策定しました。

この度、第3次男女共同参画計画（平成29年度～令和4年度）の終了に伴い、本町における男女共同参画を取り巻く現状と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応するため、これまでの見直しを行い、「大山崎町第4次男女共同参画計画 みとめ愛プラン」を策定しました。

計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定します。
- (2) 本計画の中で定める基本課題Ⅱを、「女性の職業生活における活躍の推進法」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村基本計画」である「大山崎町女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (3) 本計画の中で定める基本課題Ⅲのうちの基本方針8を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は、大山崎町第4次総合計画基本構想後期基本計画（令和2年度策定）を上位計画とし、他の分野別計画や関連行政施策と関連しています。

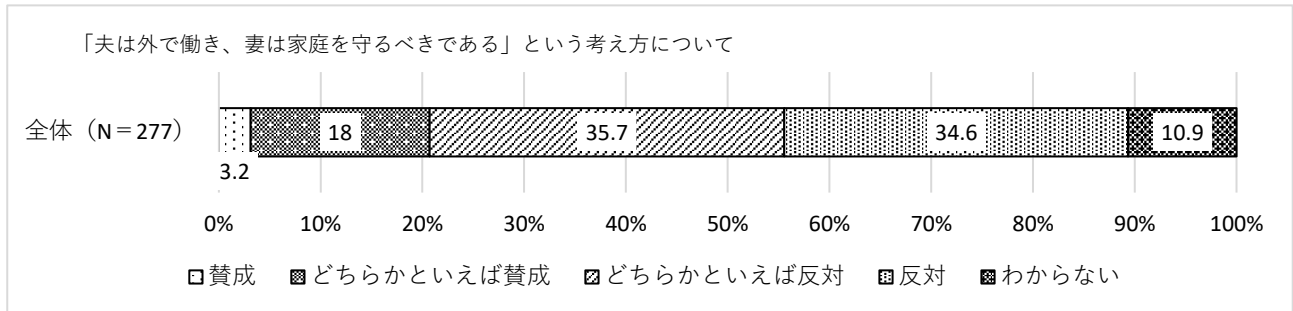
計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とします。

大山崎町の現状（資料：男女共同参画社会に関する町民意識調査報告書）

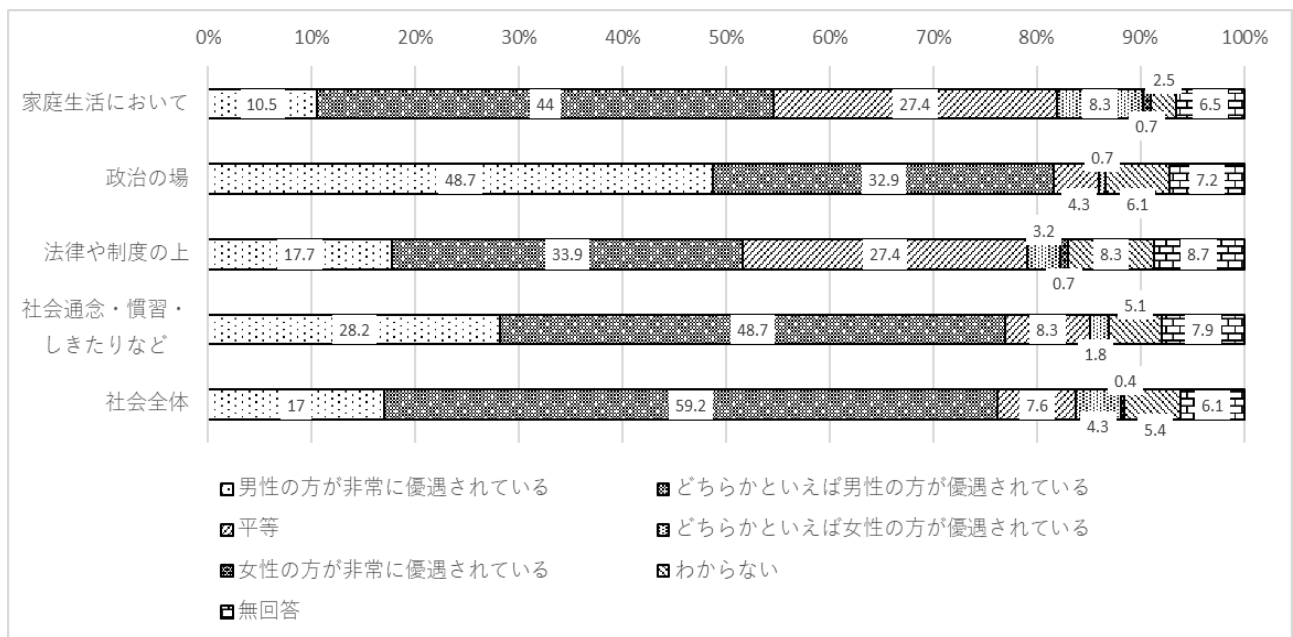
性別役割分担意識において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方をみると、「賛成」＋「どちらかといえば賛成」21.2%に対し、「反対」＋「どちらかといえば反対」70.3%と、反対意見が大幅に多く、男女の役割を固定的に捉える人は少ない結果となりました。

〈性別役割分担意識〉



男女の地位の平等感をみると、全ての項目において、「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が5割を超えていました。

〈男女の地位の平等感〉



本計画では、下記を基本理念とします。

< 6つの基本理念 >

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくすとともに、性別による固定的な観念にとらわれず、「その人らしさ、自分らしさ」を尊重し、個人としての個性や能力を活かせる社会が求められます。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習等が、男女の活動や意識に影響を与え、自分らしい生き方を阻害することのないよう配慮することが求められます。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

真に男女平等で多様な生き方が認められる社会をつくっていくためには、女性も男性とともに社会の対等な構成員として、女性の自立支援とさまざまな政策や制度などの企画・立案及び決定に参画する機会を保障し、女性に対する偏見、差別感に根差した社会慣習等を見直していく必要があります。

4. 仕事と生活の調和の推進

女性も男性も一人の人間として、対等に家事・育児・介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等ができるようにする必要があります。

5. 性と生殖に関する意思の尊重と健康

男女の対等な関係の下に、互いの性の理解を深め、妊娠・出産など性と生殖に関する意思が尊重され、生涯にわたる健康が維持できるようにする必要があります。

6. 国際的協調

男女共同参画社会を実現していくためには、国際的な動向を注視し、その成果を積極的に取り入れていくことが必要です。

計画の体系

基本課題	基本方針	主な取組
男女共同参画社会 の実現に向けた 基盤の整備	男女共同参画社会形成 への意識改革	男女共同参画に関する意識の向上 人権尊重意識の醸成
	多様な選択を可能にする 教育・学習の充実	学校・保育所における男女共同参画に関する教育の推進
	国際的協調	国際理解の促進
あらゆる分野に おける女性の活躍	雇用等の分野における 男女平等の推進	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 女性の多様な働き方・生き方を可能にするための支援
	仕事と家庭生活の両立 の推進	仕事と生活の調和
	政策・方針決定過程へ の女性の参画の促進	意思決定の場所への女性や若者の参画拡大
	地域における男女共同 参画の推進	男女共同参画の視点を入れた地域活動の推進
安全・安心な 暮らしの実現	女性に対するあらゆる 暴力の根絶	暴力を許さない意識の醸成
	男女の性をともに理解 し、尊重し合う意識の 醸成	男女の性をともに理解し、尊重し合う意識の醸成
		妊娠・出産等に関する健康支援の充実
	生涯にわたる男女の健 康の保持増進	生涯を通じた心と身体の健康づくりの支援
		健康を脅かす問題についての対策の推進
生涯にわたるスポーツ活動の推進		

計画の数値目標

項目	現状 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
基本課題Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		
固定的な性別役割分担意識の肯定率	21.2%	10%
家庭生活における男女平等感	27.4%	35%
社会通念や慣習、しきたり等における男女平等感	8.3%	30%
自治会やPTAなどの地域活動の場における男女平等感	30%	40%
社会全体における男女平等感	7.6%	30%
基本課題Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍		
役場の女性管理職率	20.7%	35%
審議会等の女性委員率	18.8%	50%
女性委員のいない審議会等の割合	33.3%	0%
「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業数	6社	15社
基本課題Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現		
DVを受けたことがある人の割合	10.5%	0%
女性において、DVを受けたことがある人の割合	11.9%	0%
フェムテックの認知度	13.8%	30%
子宮がん検診の受診率	12.5% (令和3年度)	50%
乳がん検診の受診率	11.3% (令和3年度)	50%

計画の推進

- 総合的かつ効果的な計画の推進となるよう、関係部局、関係機関・団体などと連携を図ります。
- 計画の進捗状況や数値目標を把握し、課題の抽出及び改善を行います。
- 大山崎町における男女共同参画社会を実現するため、本計画について、町民に周知徹底し、家庭や学校、地域、職場等において各主体が男女共同参画に対する自らの役割を認識し、互いに協力し合うことができるように努めます。

大山崎町第4次男女共同参画計画

—みとめ愛プラン—

<概要版>

令和5年3月

編集・発行 大山崎町 教育委員会 生涯学習課

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

TEL：075-956-2101（代）